

治癒証明書及び診断書について

医師から学校感染症の診断を受けた場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止とします。治癒後、登校される時にインフルエンザ治癒証明書(様式1)、インフルエンザ以外の治癒証明書(様式2)もしくは医療機関の診断書に医師の証明を受けて、担任まで提出してください。

注意:インフルエンザの場合(様式1)とインフルエンザ以外の感染症の場合(様式2)と書式が異なります。

学校感染症以外で学校から診断書の提出を求められた場合は、診断書(様式3)もしくは医療機関の診断書を担任まで提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準(参考)

	感染症	出校停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 *その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで *その他の感染症は欠席となる (ただし、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を講じることがある)

○第二種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない

[学校保健安全法施行規則第 18,19 条 平成 24 年 4 月 1 日一部改正]